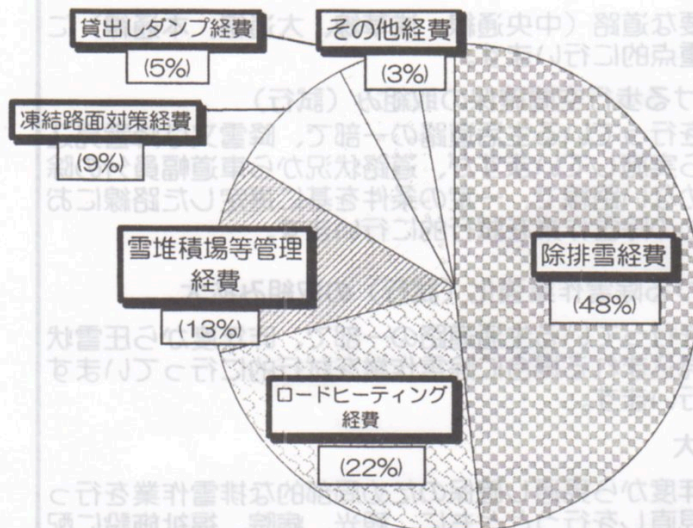


平成29年度 第2回 除雪懇談会資料

【1】今年度の雪対策の予算について



※「その他経費」は車両維持費、事務所光熱水費等です。

平成29年度 雪対策予算内訳
(平成29年10月現在)

14億5,400万円

除排雪経費	7億100万円
ロードヒーティング経費	3億2,700万円
雪堆積場等管理経費	1億8,900万円
凍結路面対策経費	1億2,500万円
貸出しダンプ経費	7,200万円
その他経費	4,000万円

【2】今年度の雪対策に関するお知らせ

- ① 当該地域の担当業者及び連絡先をお知らせいたします。(4ページ)
- ② 除雪対策本部の開設について
小樽市建設部内の雪対策関係業務の一元化を図り、情報共有をしたなかで円滑な市民対応を行うことを目的に、除雪対策本部事務局を12月1日(木)より開設いたします。(5ページ)
- ③ 『砂まきボランティア』を募集します。
受付：平成29年11月13日(月)～ 随時
窓口：建設事業課または雪対策第1・2課(6、7ページ)
- ④ 『広報おたる12月号』で今冬の雪対策に関する情報をお知らせいたします。
- ⑤ 『除排雪計画説明会』を開催します。
開催日：平成29年12月1日(金) 午後2時
場所：市役所消防庁舎6階講堂
- ⑥ 『貸出しダンプ制度』についてお知らせします。(窓口：雪対策第2課)
利用1回目申込期間：平成29年11月27日(月)～平成29年12月15日(金)
抽選日：平成30年 1月 5日(金)
利用2回目申込期間：平成29年11月27日(月)～平成30年 2月 2日(金)
抽選日：平成30年 2月14日(水)
- ⑦ 雪堆積場(市内5箇所)を市民の皆さんに一般開放します。
搬入期間：12月中旬から3月中旬まで。12月31日と1月1日は休みです。
搬入時間：午前9時から午後5時
 - 1) 祝津豊井浜
 - 2) 幸1丁目
 - 3) 中央ふ頭基部
 - 4) 望洋シャントツェ駐車場
 - 5) 銭函3丁目(新北海鋼業跡地)

※一部12月下旬の開設箇所もございます。

【3】今年度の雪対策に関する主な見直し

① 観光に配慮した排雪の取組み

小樽駅から小樽運河にかけての主要な道路（中央通線、浅草線、大通線、本通線）において、観光に配慮した排雪作業を重点的にを行います。

② 生活道路（第3種路線）の一部における歩行空間確保の取組み（試行）

通常、圧雪状態を基本とした管理を行っている生活道路の一部で、降雪又は降雪見込みによる除雪作業の試行を昨年度から実施していますが、道路状況から車道幅員分の除雪作業が現在や将来においても見込めない路線で、一定の条件を基に選定した路線において、歩行可能な空間を確保するための除雪作業を試行的に行います。

③ 生活道路（第3種路線）の一部における除雪作業強化（試行）の取組み拡大

通常、圧雪状態を基本とした管理を行っている生活道路の一部で、昨年度から圧雪状態によらず、15cm以上の降雪が見込まれる場合に除雪作業を試行的に行っていますが、今年度は試行対象路線の拡大を行います。

④ 主要交差点の見通し確保の取組み拡大

バス路線などの主要交差点で、昨年度から見通し確保のため局所的な排雪作業を行っていますが、今年度より実施回数の見直しを行うとともに、観光、病院、福祉施設に配慮し、対象交差点の拡大を行います。

【4】排雪について

市の排雪について、職員や地域総合除雪業者がパトロールを行い、まず、かき分け除雪や拡幅除雪をし、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上の対応が困難になった時点で、排雪作業を実施しておりますが、状況によって排雪しない場合もあります。

① 排雪量について

本年度の地域総合除雪の想定排雪量は、337,000m³としています。その内訳は、平成27年度の排雪量実績を基に270,000m³とし、新たな取組みの排雪量（除雪第2種路線の出動基準見直し^{※1}、主要交差点見通し確保、観光に配慮した排雪と貸出ダンプ制度の見直し^{※2}）の67,000m³と合わせて337,000m³と想定しています。

※1 除雪2種路線の出動基準15cmから10cm以上の降雪時に見直し

※2 排雪第2種路線を貸出ダンプ制度対象外に見直し

【5】雪対策に関する守ってほしいルールとお願い

安全で快適な冬を過ごすため、下記の点について皆様の御理解・御協力をお願いします。

① 冬の暮らしのルールについて

1) 宅地内の雪出し禁止

市が行う排雪作業及び貸出ダンプ制度での排雪作業においては、宅地内の雪や屋根からの雪などを道路に出さないでください。

2) 路上駐車禁止

路上駐車が1台でもあると、円滑な除排雪作業の妨げになるばかりか、作業自体ができない場合があります。路上駐車は絶対にやめましょう。

② 雪置き場としての空き地等の有効活用について

地域で発生した雪は、できるだけ地域内で処理することで効率的な除雪が可能となるため、地域内の雪を置くことができる空き地の提供をお願いします。

③ ロードヒーティングについて

ロードヒーティングは気象状況によって効きが鈍くなる箇所がありますので、油断せず安全運転をお願いします。（特に電気使用量の多い午後4時から午後9時まではロードヒーティングの効きが鈍くなりますので、注意して走行願います。）

④ 除排雪作業について

除雪後に残った玄関・車庫前の雪処理は、各家庭でお願いします。また、深夜・早朝の除排雪作業に御理解をお願いします。

⑤ 砂まきボランティア活動について

急坂路線や歩道などの滑りやすい箇所への、砂の散布や融雪後の砂の回収作業に御協力をお願いします。（砂の回収については、道路脇に寄せるか袋に入れて小樽市に連絡してください。）

⑥ 屋根からの落雪について

屋根の雪が道路などに落ちると、歩行者や自動車を巻き込んだ事故につながる恐れがあります。丈夫な雪止めを付けた上、定期的に点検するほか、雪下ろしやつらの除去を行いましょう。作業中は安全確保のため、複数の人で実施してください。

⑦ 子どもたちの安全確保について

道路の両側に積まれた雪山や空き地などの雪堆積場で子どもたちを遊ばせないようにしてください。

⑧ 悪天候時の外出について

悪天候時は「視界が悪く動けない」等の状況に陥る危険があります。不要不急の外出を避け、天候の回復や道路状況の改善を確認してから行動をお願いします。

【6】貸出ダンプ制度の見直しについて

第1回除雪懇談会にて本制度についてご報告させていただきましたが、それを踏まえて見直しました【別紙1】の御利用の手引きについてご報告いたします。平成29年度の変更点は、下記の3点です。

① 申込書は利用団体が市へ提出することに変更する。（積込業者が代理で提出することはできません。）

利用団体において、制度を利用する道路をしっかりと認識してもらうことや制度そのものを十分理解した上で利用していただくため、利用団体からの申込みとするものです。

② 幅員8m以上の道路については、排雪幅を8mまでとすることに変更する。（それ以上の路肩や法面などの雪は対象外とする。）

冬期間の車の通行に支障がない排雪幅とするものです。
※作業実施前に現地で市の担当者と作業範囲を打合わせる。

③ 排雪第2種路線を対象外とすることに変更する。

市の排雪第2種路線については、「市が行う地域総合除雪業務」と「貸出ダンプ制度」での排雪作業が混在しており、本制度との作業日程の調整が円滑にいかず、市の排雪作業と重複する事例があるため、従来の制限事項である、本制度対象外の路線（国道、道道、市排雪第1種路線、バス路線、雪寒路線）に加えて、排雪第2種路線を対象外とするものです。

※貸出ダンプ制度は平成29年度から庶務課→雪対策第2課に担当が変わりました。

【2】の① 地域総合除雪の業務分担

○ 除排雪作業についてのお問合せは、各地域の除雪ステーションへ(連絡先は下記のとおり)

北地域	第1ステーション(建設事業課構内) TEL26-2789 FAX26-2859	
	地域名	蘭島、忍路、桃内、塩谷、オタモイ、幸、長橋(1, 3丁目の一部、4, 5丁目)
	業者名	協誠、みかみ外2社共同企業体 (協誠建設㈱、㈱みかみ建設、㈱進栄建設、須貝興業㈱)
松ヶ枝地域	第2ステーション(教育委員会駐車場内) TEL64-7057 FAX64-7056	
	地域名	稲穂(1丁目の一部)、入船(2~5丁目)、奥沢、潮見台(1丁目1~7番、10番、19~23番、1丁目8・9・11番の一部)、住ノ江(2丁目)、天神、富岡(1丁目の一部)、花園(2, 4, 5丁目)、松ヶ枝、真栄、緑(1, 2丁目の一部)、最上(1, 2丁目の一部)、天狗山
	業者名	嶋田・創建外2社共同企業体 (㈱山修嶋田建業、㈱創建社、㈱水谷内建設工業、㈱小樽浄化センター)
朝望里洋地台域・	第3ステーション(新光あかしや公園内) TEL54-2902 FAX54-2909	
	地域名	望洋台(1・3・4丁目、2丁目1~29番)、朝里、新光、新光町、朝里川温泉
	業者名	近藤・鹿島外2社共同企業体 (近藤工業㈱、鹿島道路㈱後志出張所、㈱杉本運輸、㈱優建)
銭函地域	第4ステーション(あけぼの公園内) TEL61-5368 FAX61-5367	
	地域名	張碓、春香、銭函、見晴、桂岡、星野
	業者名	小田・エス・エス荒井外2社共同企業体 (㈱小田組、㈱エス・エス荒井建設、丸進工業㈱、石川建設合同会社)
手宮地域	第5ステーション(手宮公園内) TEL64-5670 FAX64-5675	
	地域名	祝津、高島、手宮、赤岩、稲穂(5丁目)、色内(3丁目の一部)、長橋(3丁目の一部、2丁目)、清水、末広、梅ヶ枝、錦、豊川、石山
	業者名	日道、三景外2社共同企業体 (日本道路㈱小樽営業所、㈱三景建設、栄伸開発工業㈱、㈱コマツダ)
勝納地域	第6ステーション(済生会小樽病院隣り公園予定地内) TEL64-5403 FAX64-5404	
	地域名	相生町、旭町、有幌町、色内(1~2丁目、3丁目の一部)、稲穂(1丁目の一部、2~4丁目)、入船(1丁目)、勝納町、堺町、東雲町、新富町、住ノ江(1丁目)、住吉町、築港、富岡(1丁目の一部)、長橋(1丁目の一部)、信香町、花園(1, 3丁目)、緑(1, 2丁目の一部、3~5丁目)、港町、最上(1, 2丁目の一部)、山田町、若松、富岡(2丁目)
	業者名	秋津・小杉外3社共同企業体 (秋津道路㈱道南営業所、小杉建設㈱、小樽建設産業㈱、翔建㈱、㈱五建工業)
若竹・桜地域	第7ステーション(桜丘の上公園内) TEL64-1046 FAX64-1048	
	地域名	桜、潮見台(1丁目12~18番、1丁目8・9・11番の一部)、船浜、若竹町、望洋台(2丁目30~32番)
	業者名	かさまる・嶋崎外1社共同企業体 (㈱かさまる土建、㈱嶋崎産業、㈱八起)

※各ステーションには、8:50~17:20まで担当者が詰めておりますので、できる限りこの時間内での御連絡をお願いします。

※17:20以降につきましては、原則、転送電話で対応します。

なお、担当者の外出時も、転送電話となることもあります。

※電話がつかないときは、少し時間をおいてからかけ直すようにお願いします。

※17:20~翌日8:50までのFAXによる御意見などについては、翌朝8:50以降に御連絡いたします。

【2】の② 除雪対策本部事務局について

○除雪対策本部事務局の業務

除雪対策本部事務局では、道路除排雪や落雪対策を担当するほか、他の雪対策に関するお問合せについても、担当部局へ取り次ぎをいたします。

○開設期間 平成29年12月1日（金）～平成30年3月31日（土）

○場所 市役所別館4階会議室A

○電話番号 32-4111 内線640～643

○FAX 32-4118

容内業科の事務室へお問合せ

※ 11月までは下記の連絡先にお問合せくださいますようお願いいたします。

- ・ 除排雪の計画・管理について
- ・ 砂まきボランティアについて

建設部雪対策第1・2課・建設事業課

電話 32-4111内線578・377

26-0205（直通）

FAX 26-4469

- ・ 貸出ダンプ制度について

建設部雪対策第2課

電話 32-4111内線578

FAX 26-4469

- ・ 落雪対策等について

建設部建築指導課

電話 32-4111内線430

FAX 27-4554

TEL 26-0205・26-0206・26-0207 FAX 26-4469

皆様へのお知らせ～砂まきボランティアを募集しています～

砂まきボランティア制度とは、制度に登録していただいた皆様に市から散布用の砂をお届けし、市で機械による砂散布ができない急坂・狹隘路線や歩道の滑りやすい箇所に対して、冬期間の砂散布や融雪期には散布した砂の回収作業の御協力をしていただくものです。

制度の趣旨を御理解いただき、参加することが可能な方は、別紙の砂まきボランティア申込書に必要事項を明記の上、下記の問合せ先に提出をお願いいたします。皆様の御協力をお願いいたします。

記

●皆様へお願いする作業内容

1. 市道における急坂又はつるつる路面への砂の散布作業

①土のう袋（砂小袋（3kg）が6袋入）を3袋ほど、市から皆様にお届けいたしますので、急坂やつるつる路面へ砂の散布をお願いします。

②使用後の小袋は、最寄りの砂箱へ戻していただくか、不要なレジ袋等にまとめておいてください。

③未使用の砂の小袋は、次年度においてまいいただくことを前提に、各自で保管をお願いいたします。

2. 砂箱周辺の除雪及び清掃作業

※散布の際、砂箱の砂を利用する場合、その砂箱周辺の除雪及び清掃作業もあわせて、お願いいたします。

3. 融雪期（春先）において、散布した砂の回収作業

①皆様に提供しました土のう袋に砂を回収して、下記に御連絡いただければ、市で土のう袋の回収に伺います。

②ただし、回収した砂などを皆様において有効活用される場合は、使っていただいて差し支えません。

●砂まきボランティアに関する問合せ先

小樽市建設部建設事業課 または 除雪対策本部事務局

TEL 26-0205, 26-0206 又は 32-4111(内線640～643)

※砂まきボランティア申込書の提出は、事前でも、砂配達時でも差し支えありません。

※砂の追加配達につきましても、「問合せ先」に御依頼ください。

平成 年 月 日

砂まきボランティア申込書

協力者	氏 名				
	住 所	小樽市	丁目	番	号
	電 話	局	番		
散布場所	丁目 番 号 宅～ 宅				
付近の砂箱の有無	有 ・ 無				

〈お願いする活動内容〉

- ・ 砂まき
- ・ 砂の保管（付近に砂箱がない場合）
- ・ 砂箱周辺の除雪及び清掃
- ・ 融雪時期の砂回収

小樽市建設部雪対策第2課 宛
(FAX番号 26-4469)

送信者 町会名・御担当 ()

[illegible]

本紙にて御持参又はFAX等で提出いただければ幸いです。
 なお、FAXの場合は受信確認のため、電話にて御一報をお願いいたします。
 本様式は小樽市ホームページ 建設部雪対策第1課・第2課の項目から入手することもできます。
 また、パソコン、ワープロ等で別途作成のうえ提出いただいても結構です。
 電子メールの場合は yukitaisaku@city.otaru.lg.jp へ送信をお願いします。
 なお、特定の箇所に関する御意見・御要望は地図を添付していただければ幸いです。